

▼【表1】平成27～29年度の介護保険料
基準額=60,600円(5,050円/月)

所得段階	対象者	保険料額 年額(月額) 計算方法
第1段階 ※1	①生活保護受給者 ②世帯市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 ③世帯市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	30,300円(2,525円/月) 基準額×0.50
第2段階 ※2	世帯市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	45,450円(3,788円/月) 基準額×0.75
第3段階 ※2	世帯市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	45,450円(3,788円/月) 基準額×0.75
第4段階	世帯市町村民税課税で、本人が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	54,540円(4,545円/月) 基準額×0.90
第5段階	世帯市町村民税課税で、本人が市町村民税非課税のうち第4段階に該当しない人	60,600円(5,050円/月) 基準額
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	72,720円(6,060円/月) 基準額×1.20
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	78,780円(6,565円/月) 基準額×1.30
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	93,930円(7,828円/月) 基準額×1.55
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	96,960円(8,080円/月) 基準額×1.60
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	109,080円(9,090円/月) 基準額×1.80
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人	115,140円(9,595円/月) 基準額×1.90
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	121,200円(10,100円/月) 基準額×2.00

▼【表1】での所得段階が、第1～第3段階の人については、公費負担による介護保険料の軽減が予定されており、実施された場合、金額は、以下のとおりとなります。(注：【表1】での※1、※2)

※1	第1段階の賦課額(平成27、28年度)	27,270円(2,273円/月) 基準額×0.45
	第1段階の賦課額(平成29年度)	18,180円(1,515円/月) 基準額×0.30
※2	第2段階の賦課額(平成29年度)	30,300円(2,525円/月) 基準額×0.50
	第3段階の賦課額(平成29年度)	42,420円(3,535円/月) 基準額×0.70

介護保険料の改正について

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料を改正します。保険料は表1のとおりです。

◆**介護保険料の決め方**
4月1日時点の世帯市市民税の課税状況や本人の収入などで決まります。

転入や65歳到達などで4月2日以降に資格取得した人は、資格取得日が基準日となります。

◆**保険料の納め方**

(1) **特別徴収**
年金天引きで納める方法。年金が年額18万円以上の人で、次の3種類の年金が対象となります。

- ① 老齢(退職)年金
- ② 遺族年金
- ③ 障害年金

※老齢福祉年金は対象外
※年度途中で65歳になる人の

(2) **普通徴収**

納付書が口座振替で納める方法。

◆**保険料の決定通知**
仮徴収の決定通知は4月10日頃に送付します。
7月中旬には、本徴収の決定通知書を送付します。

◆**保険料の減免制度**

災害など特別な事情で保険料の納付が著しく困難になったとき、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

- ① 災害等で住宅・家財等に著しい損害を受けた場合
- ② 生計維持者の死亡、長期入院、失業など収入が著しく減少する場合

■長寿福祉課 ☎43・5217

国民健康保険の資格喪失手続きはお済みですか？

就職等で社会保険など、他の健康保険に加入された国民健康保険の被保険者の人は、国民健康資格喪失手続きが必要です。手続きされないで、国保の資格は喪失されず、国保税も課税されます。

新しい保険証が届いている人は、市役所へ手続きを行ってください。

なお、他の健康保険に加入しているにも関わらず、国保の保険証を使って医療機関等を受診した場合、国保が負担した医療費を返納していただく場合があります。

◆**手続きに必要なもの**
① 新たに加入した健康保険の被保険者証 ② 国保の被保険者証 ③ 印鑑 ④ 身分証明書(免許証等)

■市民課 ☎43・5212

マル学被保険者証の交付について

南あわじ市国民健康保険証をお持ちの人が、大学や高校へ通うために他の市区町村に転出する場合、特例により「**マル学被保険者証**」を交付することができます。

◆希望される人は市役所へ申請してください。
(毎年申請が必要です)

◆現在、マル学被保険者証をお持ちの人は、更新の手続きが必要です。

■市民課 ☎43・5212

手続きの対象者	手続きに必要なもの
平成27年4月以降も引き続き学生の人	印鑑、在学証明書(コピー可) ※平成27年度分
学校を卒業して南あわじ市に戻ってくる人(転入手続をされる人)	印鑑、被保険者証、転出証明書、身分証明書
就職や扶養認定などで他の健康保険に加入した人	印鑑、被保険者証、新たに加入した健康保険証(コピー可)または資格取得証明書、身分証明書
学校を卒業して南あわじ市に転入せず、他の健康保険にも加入しない人(住所地で国民健康保険に加入する人)	印鑑、被保険者証、身分証明書

27年度の国民年金保険料について

◆第1号被保険者保険料は、15,590円です。
◆国民年金保険料額の変更に伴い、前納の保険料額も次の表のとおり変わります。

納付方法	1か月分	6か月分	1年分
月々の現金払い	15,590円	93,540円	187,080円
前納	現金・クレジット	-	92,780円
	口座振替	15,540円(早割)	92,480円

※口座振替の前納については、前年度の2月末までに金融機関または年金事務所へ届出が必要です。(6か月前納の後半分は当年8月末までに)
1/4免除=11,690円、半額免除=7,800円、3/4免除=3,900円

■明石年金事務所 ☎078-912-4980

登録ホストファミリー大募集!

南あわじ市では、姉妹都市のアメリカ・オハイオ州セライナ市使節団などの受入事業を実施しています。

そこで、ホストファミリーとして登録していただけるご家庭を募集しています。

ホームステイの受け入れを通じて異文化交流を図ってみませんか? 日常生活を通じて日本の良さを世界の人々に知ってもらおうと共に、あらためて

日本の文化や習慣に気付く良い機会ともなります。

◆**登録要件**
淡路島内に住所を有し、ボランティア精神で国際交流活動に賛同いただける人。

◆**登録期間**
平成28年3月31日まで(継続可)

◆**登録方法**
電話にて秘書課までお問い合わせください。

■秘書課・南あわじ市国際交流協会 ☎43・5204

みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽にお電話下さい どの仕事でもご相談下さい

(公社)南あわじ市シルバー人材センター

広田事業所 TEL / 0799-45-0012
〒656-0478 南あわじ市市福永 358-1 (三原庁舎内) 福良事業所 TEL / 0799-52-0070
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044 西淡窓口 TEL / 0799-36-2083

会員募集

【広告】

大切な家族や地球を守るために日常点検や定期点検が必要です。

クルマの整備も
おまかせ
ください!



プロの技
近畿運輸局長認証

自動車分解整備事業

クルマのメンテナンスは、黄色い看板の認証工場まで!

兵庫県自動車整備振興会 南あわじブロック

【広告】